個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大本育英会(以下「当法人」という)における個人情報の取り扱いについて定め、公正かつ適法な個人情報の取得・利用・管理を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程で用いる用語は以下の通りとする。
 - (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。
 - (2) 「個人データ」とは、個人情報の内、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索 することができるように体系的に構成したもの、及び特定の個人情報を容易に検 索することができるように体系的に構成したものをいう。
 - (3) 「保有個人データ」とは、個人データの内、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を当法人が有する個人データをいう。

(個人情報保護責任者)

第3条 当法人は、第1条の目的を達するため、事務局長を個人情報保護責任者と定め、 個人情報保護責任者は、本規程に沿って個人情報保護に関する基本方針を定めると ともに、個人情報の取り扱いに関する一切の権限と責任を有する。

(個人情報の取り扱いに関する原則)

- 第4条 個人情報の取り扱いにあたっては、次の原則を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の取得時には、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正に行わなければならない。
 - (2) 個人データの利用及び提供は、本人から同意を得た利用目的の範囲内で行わなければならない。
 - (3) 個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対して、合理的な安全対策を 講じなければならない。
 - (4) 個人データは、利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の状態に 保つよう努めなければならない。

(個人情報を取得する場合の措置)

- 第5条 個人情報を取得する際には、本人に対し、以下の項目について事前に通知し、同意を得るものとする。
 - (1) 問い合わせ等に必要な部署名及び連絡先
 - (2) 利用目的
 - (3) 個人情報を第三者に提供を行なうことが予定される場合には、その目的、提供先及び個人情報の取り扱いに関する契約の有無
 - (4) 個人情報の預託を行なうことが予定される場合には、その旨
 - (5) 個人情報の開示を求めることができること、及び開示された個人情報が誤っている場合に訂正、追加又は削除を求めることができること、及びそれらを求める際の手続き
 - 2 前項の定めにかかわらず、取得する個人情報の利用目的が、当法人のホームページ 等で公表する個人情報の利用目的の範囲内である場合には、前項の同意の取得は不 要とする。
 - 3 前項の定めに該当せず、かつ第1項の同意を得ないで個人情報を取得する場合、事前に個人情報保護責任者の承認を得なければならない。

(情報の正確性の確保)

第6条 個人データを保管及び利用する者は、利用目的に応じ必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保持するよう努めなければならない。

(個人データの保管及び利用)

第7条 個人データを保管及び利用する者は、当該個人データに対する不当なアクセスを 防ぎ、個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するための安全対策を講じ なければならない。

(個人データの委託)

- 第8条 情報処理等の目的で個人データの取り扱いを第三者に委託する場合、委託先の個人情報保護に関する基準を確認したうえで、以下の項目を含んだ契約を、あらかじめ文書で締結するものとする。
 - (1) 個人データの利用の制限
 - (2) 個人データに関する秘密保持
 - (3) 個人データの安全管理に関する事項
 - (4) 個人データの再委託に関する事項
 - (5) 事故時の責任分担
 - (6) 契約終了時の個人データの返却及び消去

2 前項の委託契約を締結する場合、事前に個人情報保護責任者の承認を得なければならない。

(個人情報の目的外利用)

- 第9条 個人情報を本人から同意を得た利用目的以外に利用する場合、事前に本人に利用 目的を通知し、同意を得るものとする。
 - 2 前項の同意を得ないで個人情報を目的外利用する場合、事前に個人情報保護責任者の承認を得なければならない。

(第三者提供)

- 第 10 条 個人データを第三者へ提供する場合、事前に本人に提供先、利用目的、提供する 個人データの項目及び提供手段を通知し、同意を得るものとする。
 - 2 前項の同意を得ないで個人データを第三者提供する場合、事前に個人情報保護責任者の承認を得なければならない。

(本人からの要求に対する措置)

- 第11条 本人からの保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止及び消去の要求 に対する窓口は、個人情報保護責任者とする。
 - 2 前項の要求を受けた場合、個人情報保護責任者は、的確に本人確認を行うとともに、 合理的な期間内にこの要求に応じるものとする。

(個人情報の廃棄)

- 第12条 保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄するものとする。
 - 2 前項の個人情報の廃棄にあたっては、目的外利用、第三者への漏洩等が生じないよう安全対策を講じなければならない。

附則

この規則は、平成24年5月24日より施行する。(平成24年5月24日理事会議決)